

(目的)

第1条 この事業は、発達障害がある、または発達障害のおそれがある児童に対し早期発見・早期療育をおこなうことによりその児童や家族が地域において安心して充実した生活が送れるように、支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、八王子市(以下「市」という。)とする。ただし、その運営を市長が適当と認める法人に対し、委託して実施することができる。

(実施場所)

第3条 この事業は、八王子市小児・障害メディカルセンターならびに、その他市長の認める場所において実施することとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、原則として東京都内に住所を有する発達障害がある、または発達障害のおそれがある児童やその家族、また教育機関等の関係者とする。

(事業内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 相談支援事業

発達障害がある、または発達障害のおそれがある児童やその家族の相談及び、助言をおこなうことで早期発見をし、早期療育へ繋げるものとする。

(2) 療育支援事業

集団療育を必要とする発達障害がある、または発達障害のおそれがある児童に対し、グループ活動を通じ、社会集団生活への適応能力を高めることとする。

(3) 普及啓発事業

発達障害がある、または発達障害のおそれがある児童の家族や、関係する教育機関等の職員及び、支援機関への研修・講習会を実施し発達障害に対する理解促進や普及啓発をおこなうとともに、関係機関が連携して支援する体制を構築する。

(4) その他市長が必要と認める事業

(事業の運営)

第6条 事業の運営にあたっては、利用者の自立促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者またはその家族の置かれている状況及び、環境に応じた療育の支援、社会生活への適応のために必要な訓練、指導等を適切におこなうものとする。

(職員等の配置)

第7条 この事業をおこなうにあたっては、事業に必要な職員を配置するものとする。

(利用者の負担)

第8条 利用者は事業における実費相当分を負担するものとする。

(運営上の留意事項)

第9条 職員は、利用者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なくその業務を通じて知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。退職した後も同様とする。

2 事業の運営は、毎年度事業計画を策定して実施するものとし、利用者の個別支援計画等は利用状況等に応じて適切な支援ができるよう定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

